

傷病手当金の支給期間の通算化について

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」により健康保険法等が改正されました。この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

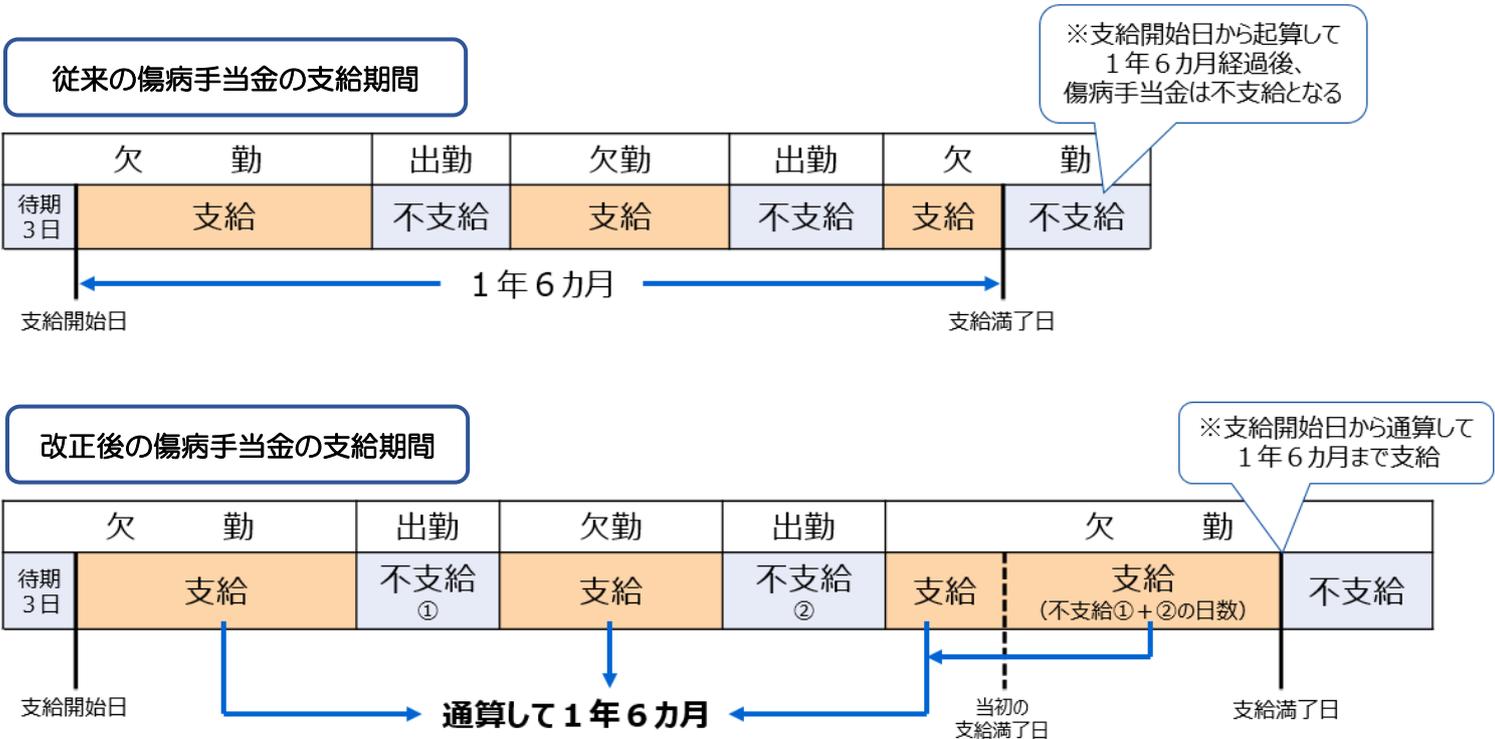
- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

令和2年7月1日以前に支給開始の傷病手当金については、通算化の適用はありません。

1. 支給期間の考え方



2. 通算化して1年6カ月の算出のしかたについて

(1) 支給日数

支給開始日より傷病手当金の総支給日数が決定されます。

- ・初回の申請から3日間の待期期間を経て、傷病手当金の支給を始める日より、暦に従って1年6カ月間の計算を行い、支給期間を確定します（従来と変更はありません）。通算化では、この期間の日数（総支給日数）に達するまで支給されます。

<例>

支給開始日	満了日 (改正前と同じ考え方)		総支給日数
2022年2月1日	2023年7月31日	→	546日
2022年3月1日	2023年8月31日	→	549日

(暦で1年6カ月)

(2) 支給日数のカウントのしかた

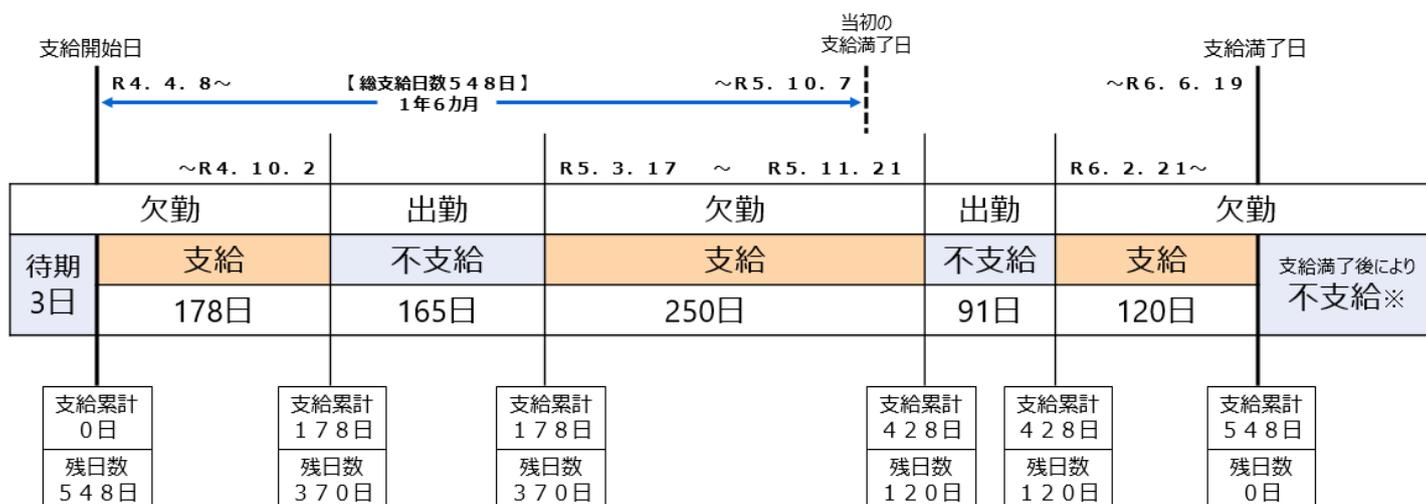
- ・出勤により不支給となる期間は、支給日数としてカウントしません。
 - ・給料や、年金との調整により不支給となる期間も、支給日数としてカウントしません。
(調整の結果、一部でも傷病手当金が出る場合は、カウントします)
- * 支給期間は傷病手当金の支給単位で減少し、途中で傷病手当金の支給がされない期間がある場合には当該不支給の日数分について支給期間は減少しません。

(3) 通算化での支給満了日

傷病手当金の残りの支給日数が0日となる日（総支給日数に達した日）が当該傷病手当金の支給満了日となります。

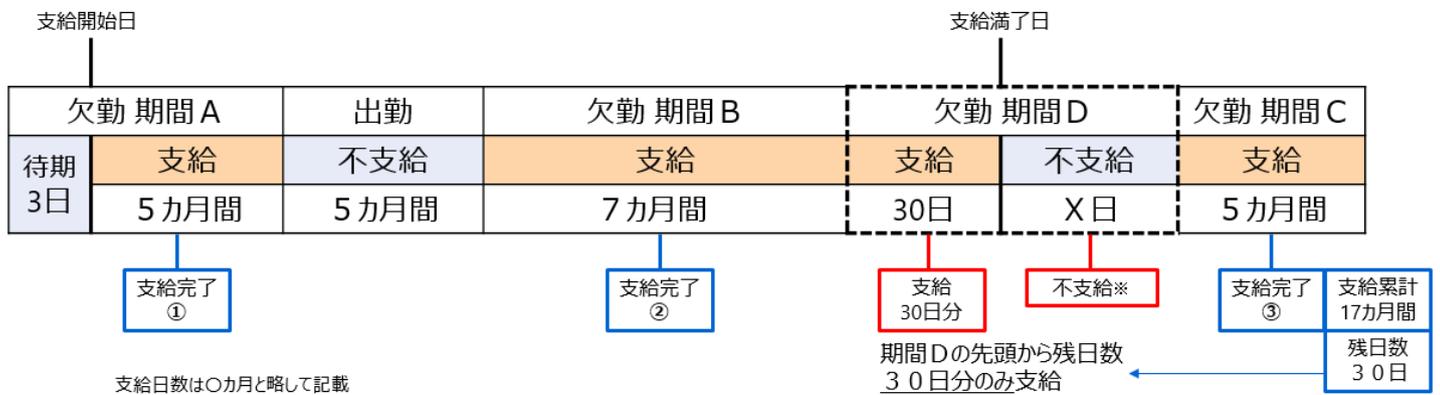
3. 通算化のイメージについて

(1) 支給開始後、出勤による不支給期間がある場合



(2) 遡った請求があった場合

傷病手当金の支給開始日以降、ある期間（下図A・B・C）の支給を行った後、遡って過去の期間（下図D）の申請があった場合、A・B・CとDを通算すると1年6カ月間を超えるとき、期間Dに対しては、期間A・B・Cの順に通算した上で支給を行った後の残日数分を支給し、1年6カ月（総支給日数）を超える期間は、支給満了後により不支給となります。

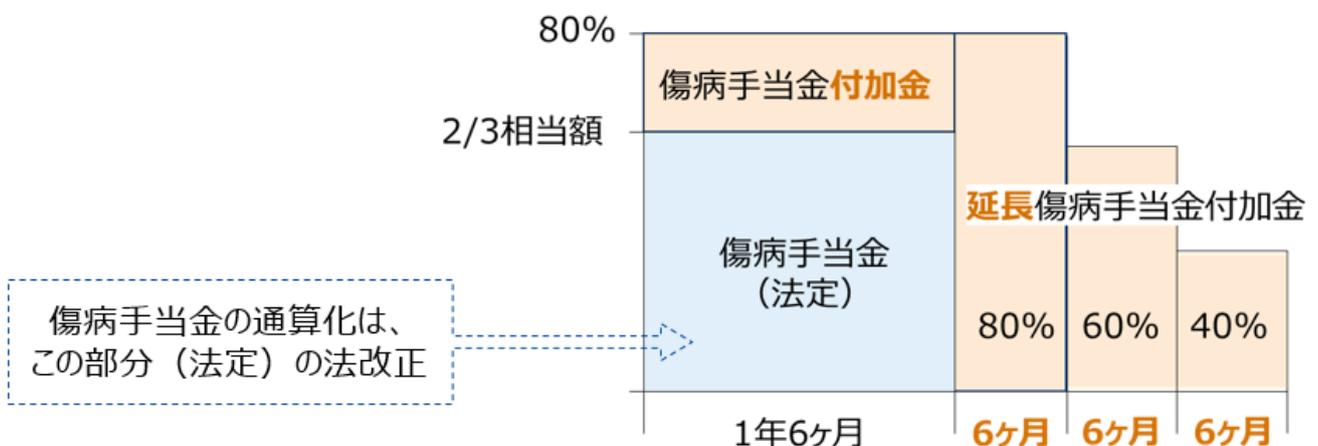


※ (1) (2)とも「傷病手当金」支給満了後の「延長傷病手当金付加金」(付加給付)については、以下を参照

4. 付加給付の取扱いについて

(1) 傷病手当金に関する東芝健保の付加給付制度

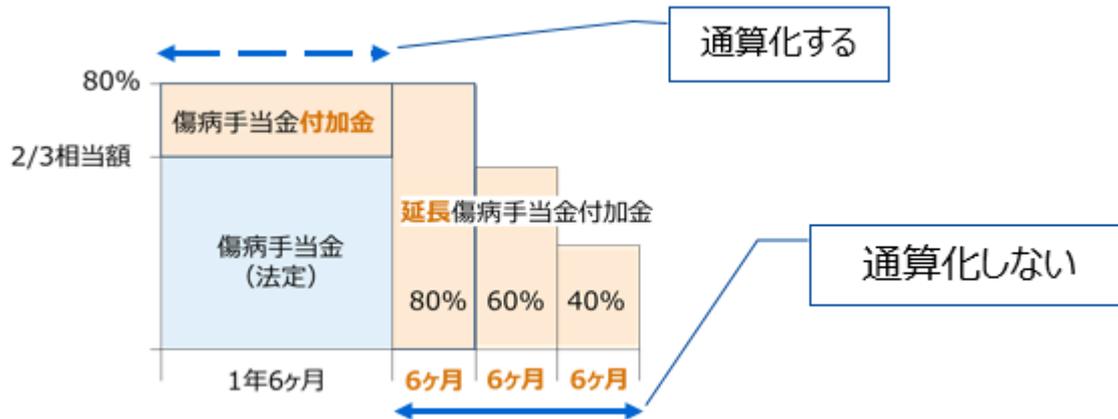
給付種別	給付内容
① 傷病手当金付加金	傷病手当金の支給に上乗せして支給される給付金
② 延長傷病手当金付加金	傷病手当金の支給満了の後 延長して支給される給付金



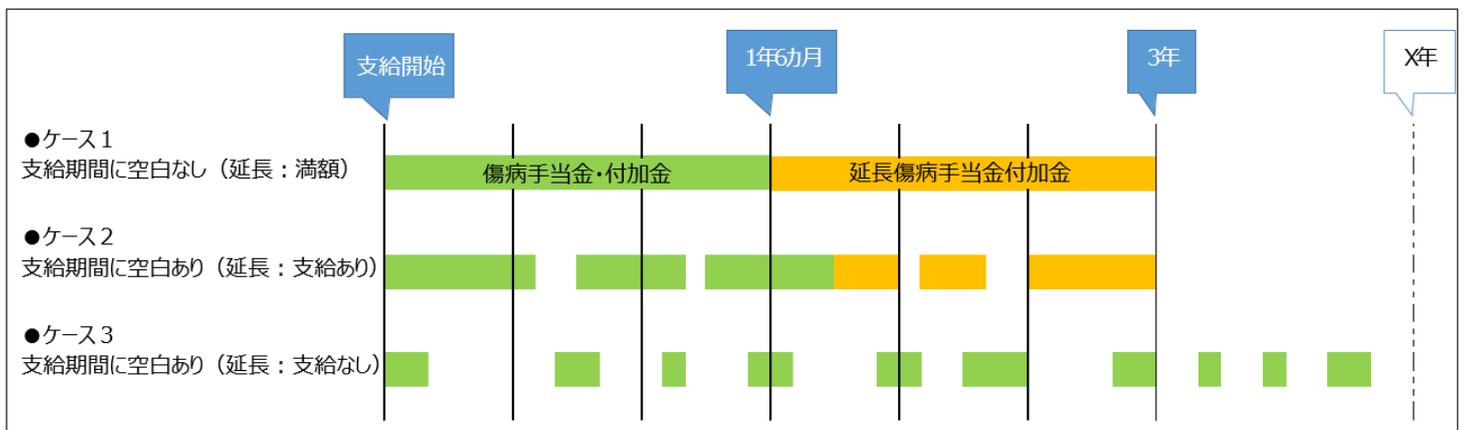
※資格喪失後、傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金の支給はありません。

(2) 通算化に伴う付加給付の取り扱い

給付種別		通算化	支給期間
① 傷病手当金付加金	→	○ する	傷病手当金と同様に、 <u>通算して傷病手当金の支給満了日まで支給されます</u>
② 延長傷病手当金付加金	→	× しない	傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して <u>最長で1年6カ月間支給されます</u> ただし、 <u>傷病手当金の支給開始日から3年を限度と</u> します。



5. 通算化による支給パターン



(注) 支給期間の通算化により法定部分の支給期間が3年超となった場合、延長傷病手当金付加金は支給されません。(ケース3の例)

6. 通算化に伴う延長傷病手当金付加金の支給

＜例＞支給開始後、出勤による不支給期間がある場合での延長傷病手当金付加金

